

マイナンバー取得実務のこんなときどうする!?

ここでは、マイナンバーを取得する際に注意が必要なケースを挙げて、正しい手続き・対応法を解説します。

〈新規口座・既存口座に共通する対応〉

ケース① マイナンバーの提示を拒否された



新規口座のご開設ですのでこちらの申込書にお名前やご住所等をご記入ください。また今年から預貯金口座へのマイナンバーの付番が開始されましたが任意ですがご協力いただけませんか。

任意ならマイナンバーは提示しなくてもいいんでしょ？ マイナンバーなしで口座を開設していいの？

えーっと...

拒否された場合、法定書類の提出に必要であることなど利用目的を伝えて申告を求めます。

また、投資信託などの取引を希望する新規のお客様に説明してもなおマイナンバーの提示を拒否された場合、多くの金融機関では取引を謝絶する方針が取られています。

まず、金融機関の現在のマイナンバーの取扱状況を見ていきましょう。2016年1月のマイナンバー制度（社会保障・番号制度）開始に伴い、金融機関が税務署に法定書類などを提出する際、お客様のマイナンバーの記載が必要になりました。記載が必要な取引は投資信託・公債、外国送金、マル優・マル特、財形（年金・住宅）などです。

投資信託などの取引を行う既存のお客様に、マイナンバーの提示

POINT
提示を拒否されたら、メリットなどを説明し申告に協力してもらう

〈新規口座・既存口座に共通する対応〉

ケース② 店頭でマイナンバーカードのコピーを提示された



今年から預貯金口座へのマイナンバーの付番が開始されました。申告にご協力いただけませんか。

2018年1月

分かったよ

ただマイナンバーカードの原本は紛失しないか心配でコピーしか持ってないんだ

2018年1月

任意ならマイナンバーは提示しなくてもいいんでしょ？

えーっと...

拒否された場合、法定書類の提出に必要であることなど利用目的を伝えて申告を求めます。

また、投資信託などの取引を希望する新規のお客様に説明してもなおマイナンバーの提示を拒否された場合、多くの金融機関では取引を謝絶する方針が取られています。

本ケースのように、お客様が店頭でマイナンバーカードのコピーを提示した場合、担当者はマイナンバーカードのコピーによる番号確認は認められず、提示を受け入れられない点についてお客様に説明することが必要となります。

お客様には、提示しなくてもいいか、原本が必要か——マイナンバーの提示手段によって異なることを丁寧に説明し、改めてマイナンバーカードの原本を提示してもらうよう求めましょう。

お客様が金融機関に対してマイナンバーを提示する際には、提示手段や提示しなくてはならない書面などが、番号法や税法によって細かく定められています。

マイナンバーの提示手段については、①対面（店頭など）、②郵送、③電子的手段（インターネット等の通信回線を用いて電子的にマイナンバーを送信するもの）、④電話（本人確認のうえ特定個人情報ファイルを作成している場合）

お客様が店頭でマイナンバーを提示する場合は、金融機関側で番号を確認するための書面として、基本的にマイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書のうち1点が必要となります。

対面においてはこうした書類を提示してもらい番号確認を行うこととなります。コピーは認められていません。

一方で、マイナンバーの提示手段が郵送の場合、提示書面は原本以外にコピーも認められていま

POINT

- 店頭では、マイナンバーが記載された書類のコピーによる番号確認は認められない
- 提示書面のルールを説明したうえで、お客様には原本を提示するよう求める